平成２２年（フ）第１５２４号
堺市北区野遠町93番地22
債務者　奥山八千代
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　秀史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８５２号
栃木県下野市祇園１丁目７番地26　シティパル祇園Ｂ棟101、旧住所埼玉県久喜市吉羽４丁目14番地２
債務者　田崎　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６６号
さいたま市中央区新中里３丁目16番21号
債務者　田中　巳義
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６７号
さいたま市中央区新中里３丁目16番21号
債務者　田中　経子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３２３号
愛知県半田市祢宜町１番地アピタシオンＡ102号
債務者　藤井　　貢
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原顕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３２４号
愛知県半田市祢宜町１番地アピタシオンＡ102号
債務者　藤井　公子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原顕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６６号
静岡県浜松市東区中野町245番地の１　アーバンヒルズ浜松中野町310号、前住所静岡県磐田市大泉町34番地５
債務者　中村みさ子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　　昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月16日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３２９９号
名古屋市中区錦２丁目９番10号　カゾーネアッソ408号
債務者　ロハス接骨院こと　村井　正典
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３００号
名古屋市中区錦２丁目９番10号　カゾーネアッソ408号
債務者　村井　礼子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０４４号
京都市左京区上高野薩田町７番地２
債務者　大多和　博
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４４号
埼玉県蓮田市東６丁目７番18―210号
債務者　小山　国男
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４５号
埼玉県蓮田市東６丁目７番18―210号
債務者　小山　和子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４７号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―８―308
債務者　三浦　省三
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４６号
さいたま市南区鹿手袋２丁目９番11号201
債務者　早坂　彰弘
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　将延
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６１１号
金沢市三馬１丁目220番地
債務者　瀧田　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　利男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３２９５号
名古屋市中川区新家３丁目707番地
債務者　遠藤　広泰
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田　幸生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月９日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４２８号
名古屋市西区庄内通５丁目１番地
債務者　森永　清美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野万里子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月９日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部